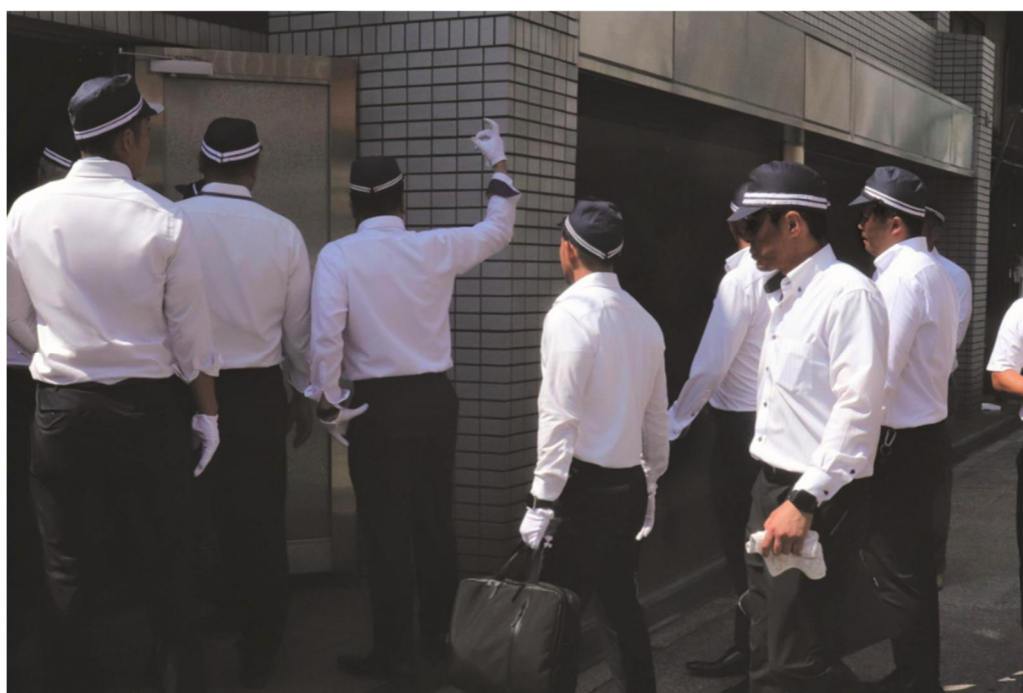


警察常任委員会資料
令和8年9月16日

組織犯罪対策の推進について



警 察 本 部

目 次

第 1	匿名・流動型犯罪グループ対策	4
1	匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策	4
(1)	匿名・流動型犯罪グループの特徴と実態	4
(2)	戦略的な実態解明と取締り	4
2	匿名・流動型犯罪グループの検挙状況等	5
第 2	暴力団情勢等	6
1	暴力団勢力	6
2	県下の暴力団情勢	6
3	暴力団犯罪の検挙状況	8
(1)	団体別の検挙人員	8
(2)	罪種別検挙人員	8
4	暴力団対策法の運用	9
(1)	暴力団の指定	9
(2)	特定抗争指定暴力団等の指定	9
(3)	行政命令の発出状況	10
5	暴力団排除活動の推進	11
(1)	暴力団排除条例の活用	11
(2)	暴力団事務所撤去等の推進	11
(3)	公共部門からの暴力団排除の推進	12
(4)	各種事業・取引からの暴力団排除の推進	12
(5)	企業・行政対象暴力対策の推進	12
(6)	暴力団関係相談に対する取組状況	12
(7)	暴力団離脱者の社会復帰対策の推進	13
6	保護対策の徹底	13
第 3	特殊詐欺対策	14
1	特殊詐欺等の検挙状況	14
2	匿名・流動型犯罪グループ等の関与実態と取締りの推進	15
第 4	薬物・銃器対策	16
1	薬物事犯の取締り状況	16
(1)	検挙人員	16
(2)	押収量	17
(3)	特徴的傾向	17
2	銃器事犯の取締り状況	18
(1)	拳銃の押収丁数	18
(2)	銃器発砲事件の発生状況	18

3	広報啓発活動の推進.....	19
(1)	若年層に重点をおいた広報啓発の推進.....	19
(2)	各種広報媒体を活用した広報啓発活動.....	19
4	関係機関との連携.....	19
第5	外国人総合対策.....	20
1	来日外国人犯罪の検挙状況等.....	20
(1)	検挙状況.....	20
(2)	国際犯罪組織、犯罪インフラの実態解明と取締りの強化.....	21
2	在留外国人の安全確保に向けた対策の推進.....	22
3	広報啓発活動の推進.....	22

※ 本資料に掲載された数値は、令和7年以前については確定値、
令和8年については暫定値である。

第1 匿名・流動型犯罪グループ対策

1 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策

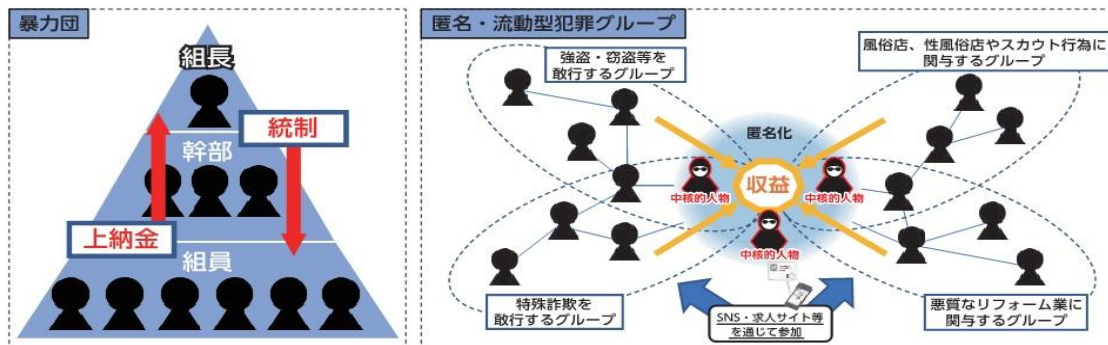
(1) 匿名・流動型犯罪グループの特徴と実態

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっている。

暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていた。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど匿名化される一方、実行犯は、SNSや求人サイトを通じるなどしてその都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴を有している。

匿名・流動型犯罪グループの中核的人物としては、暴力団構成員、元暴力団構成員、風俗営業等関係グループメンバー等が確認されており、これらの者が資金獲得活動の内容等に応じて互いに連携し、あるいは連携相手を柔軟に変えながら、資金を獲得している実態が認められる。

また、こうした中核的人物は、SNS上のいわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「相対屋」等の犯行ツールを提供する者を利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を獲得している実態が認められる。



【暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴】

(2) 戦略的な実態解明と取締り

匿名・流動型犯罪グループは、こうした匿名性・流動性を利用し、特殊詐欺をはじめ、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事犯をはじめとする風俗関連事犯、薬物密売に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事案に深く関与している実態が認められるほか、こうした犯罪の収益を有力な資金源としたり、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てたりするなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

県警察では、このような情勢に的確に対応し、中核的人物を検挙するため、令和6年3月、本部長を長とする匿名・流動型犯罪グループ対策推進本部を設置するとともに、刑事部・生活安全部の捜査員で構成された部門

横断的な専従班「匿名・流動型犯罪グループ対策室」を発足させるなど、組織の総力を挙げた体制を構築した。

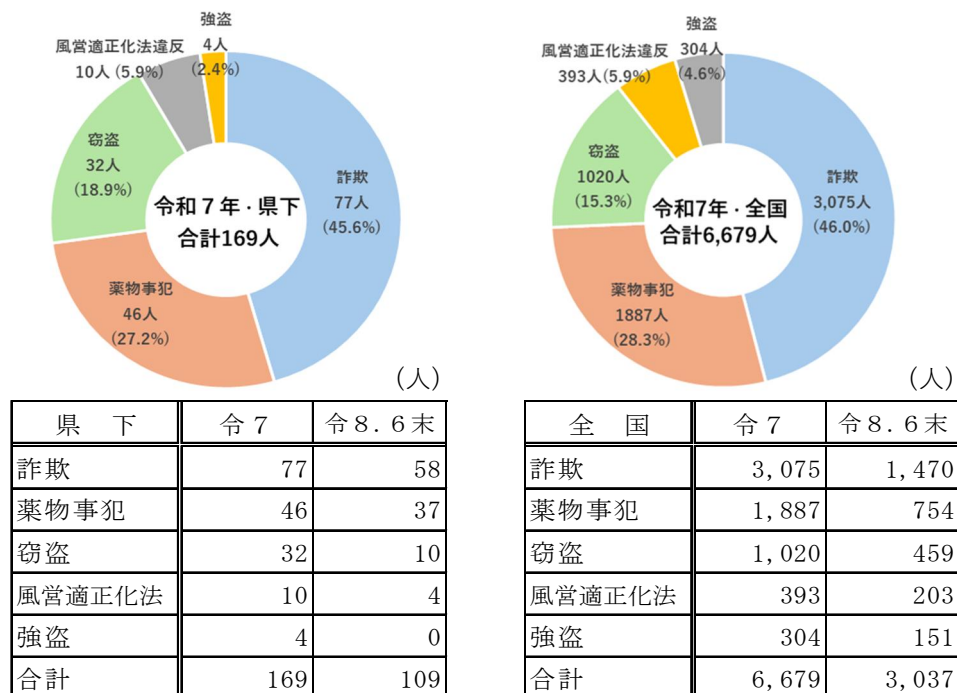
同専従班を中心として、総合対策の司令塔である組織犯罪対策局長の指揮のもと、犯罪グループに関連する情報の集約と分析、関係府県警察や部門との合共同捜査による事件検挙を行い、都道府県及び部門の枠を超えた戦略的な実態解明・取締りを推進している。

【主な検挙事例】

- 匿名・流動型犯罪グループによる高級腕時計の高額転売名下の詐欺等事件の検挙
(令和7年8月から令和8年3月に検挙、匿名・流動型犯罪グループ対策室、暴力団対策課、灘署、三木署、南但馬署、豊岡署)
- 海外を拠点とする特殊詐欺グループに係る所在国外移送目的誘拐及び詐欺事件の検挙
(令和7年8月から令和8年6月に検挙、匿名・流動型犯罪グループ対策室、暴力団対策課、特殊詐欺特別捜査隊、姫路署、飾磨署、たつの署、加古川署、島根県警察、和歌山県警察)
- 匿名・流動型犯罪グループ首領らによる売春防止法違反事件等の検挙
(令和7年11月から12月に検挙、匿名・流動型犯罪グループ対策室、保安課、生活安全企画課、兵庫署)

2 匿名・流動型犯罪グループの検挙状況等

県下の令和7年中における匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員を罪種別にみると、詐欺が半数近くを占め、次いで薬物事犯、窃盗、風営適正化法違反、強盗の順となっており、匿名・流動型犯罪グループが詐欺を主な資金源としている状況がうかがわれる。



※ 主な資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの関与が認められるものとして警察庁が示した詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反をいう。

第2 暴力団情勢等

1 暴力団勢力

兵庫県下の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の総数は、令和7年末現在約410人で前年と比べて約70人減少した。

うち、暴力団構成員は約200人で約10人減少、準構成員等については約210人で約60人減少し、全体的に暴力団勢力の減少傾向が続いている。

2 県下の暴力団情勢

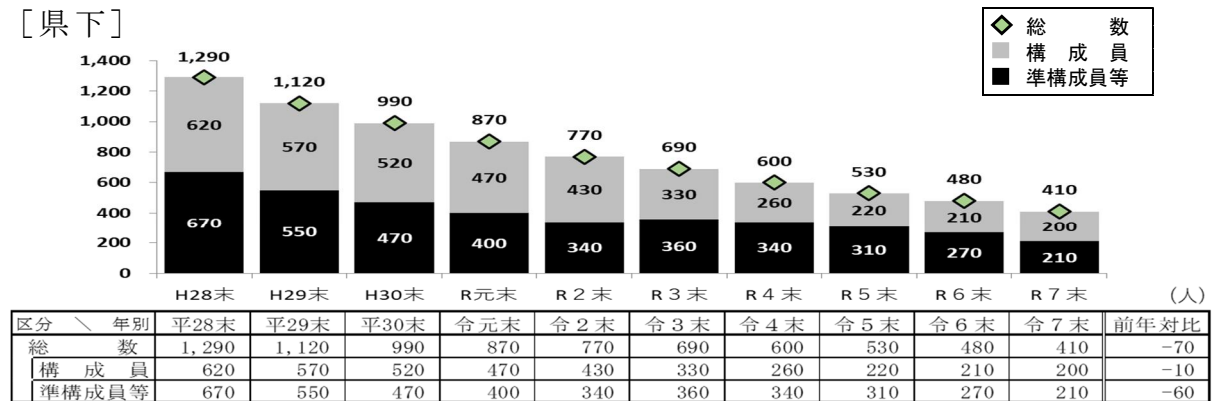
山口組の分裂から11年が経過したが、いまだ六代目山口組と神戸山口組をはじめとした各団体との対立抗争が完全に終結したとは認められない。

令和2年1月、兵庫県公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団等に指定したが、同指定後も警戒区域内で拳銃使用の殺人未遂事件等が発生したほか、令和7年1月には、神戸山口組組長居宅に対する放火等事件が発生しており、依然として予断を許さない状況が続いている。

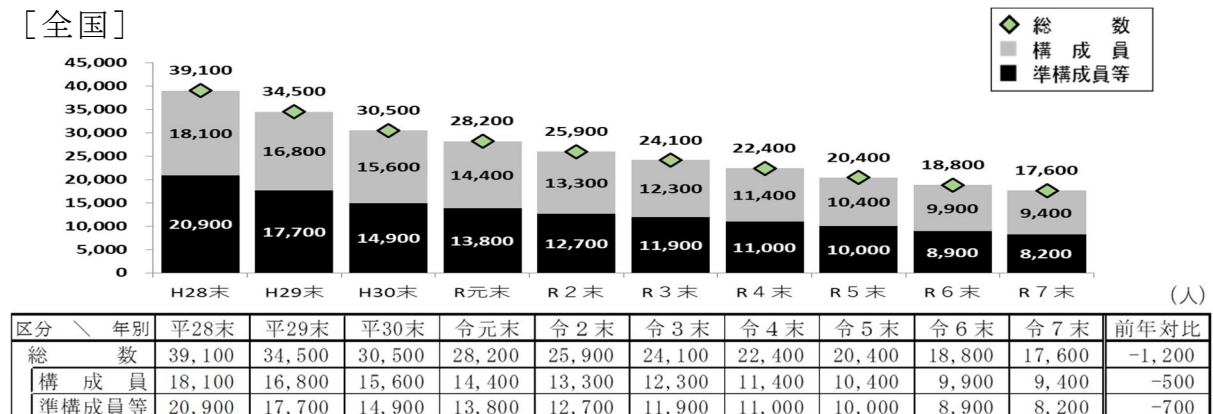
また、六代目山口組と絆會との間では、特定抗争指定暴力団等の指定に係る指定期限の延長見送りが決定したが、対立が生じた原因が完全に解消されたとは判断しておらず、両団体の動向等を慎重に見極めていく必要がある。

【暴力団構成員等の推移】

〔県下〕



〔全国〕



※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と総数の値は必ずしも一致しない。

【団体別の暴力団勢力（令和7年末）】

[県下]

令和7年末における県下の暴力団構成員等 約410人

うち六代目山口組 約220人(県下暴力団構成員等の約53.7%)

うち神戸山口組 約90人(同 約22.0%)

うち絆會 約30人(同 約7.3%)

(人)

区分 \ 年別		令 6 末	令 7 末	前年対比	
全 暴 力 団	構 成 員	210	200	-10	
	準 構 成 員 等	270	210	-60	
	計	480	410	-70	
	六代目 山口組	構 成 員	140	130	-10
		準 構 成 員 等	100	90	-10
		計	240	220	-20
	神 戸 山口組	構 成 員	40	40	±0
		準 構 成 員 等	60	50	-10
		計	100	90	-10
	絆 會	構 成 員	20	20	±0
		準 構 成 員 等	30	20	-10
		計	40	30	-10
	その他	構 成 員	20	20	±0
		準 構 成 員 等	80	60	-20
		計	100	70	-30

[全国]

令和7年末における全国の暴力団構成員等 約17,600人

うち六代目山口組 約6,300人(全国暴力団構成員等の約35.8%)

うち神戸山口組 約270人(同 約1.5%)

うち絆會 約120人(同 約0.7%)

(人)

区分 \ 年別		令 6 末	令 7 末	前年対比	
全 暴 力 団	構 成 員	9,900	9,400	-500	
	準 構 成 員 等	8,900	8,200	-700	
	計	18,800	17,600	-1,200	
	六代目 山口組	構 成 員	3,300	3,100	-200
		準 構 成 員 等	3,600	3,200	-400
		計	6,900	6,300	-600
	神 戸 山口組	構 成 員	120	110	-10
		準 構 成 員 等	200	170	-30
		計	320	270	-50
	絆 會	構 成 員	60	50	-10
		準 構 成 員 等	80	70	-10
		計	140	120	-20

※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と総数の値は必ずしも一致しない。

3 暴力団犯罪の検挙状況

暴力団対策は県警察の最重要課題の一つであり、六代目山口組、神戸山口組、絆會を弱体化し、壊滅に追い込むため、

- 情報の収集、分析等
- 実態解明の徹底
- 暴力団に対する戦略的な取締りの強化
- 暴力団排除活動の推進
- 暴力団対策法の的確かつ効果的な運用
- 保護対策の徹底

等の総合的な暴力団対策を強力に推進している。

(1) 団体別の検挙人員

区分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
県下	暴力団構成員等	472	366	256	182	117	59	55	-4
	六代目山口組	185	216	143	134	82	45	49	+4
	神戸山口組	214	99	50	13	9	8	2	-6
	絆 會	33	35	30	22	13	4	1	-3
全国	暴力団構成員等	11,735	9,903	9,610	8,249	7,335	3,377	2,803	-574

(2) 罪種別検挙人員

令和7年中は117人を検挙している。

検挙人員に占める罪種別割合では、依然として傷害、暴行及び恐喝といった粗暴犯が一定水準を占め、暴力団の特質である暴力性・攻撃性に变化はない。

また、詐欺、恐喝、覚醒剤取締法違反などの資金獲得犯罪の検挙人員が占める割合は、約4割であり、これらが有力な資金源になっているとみられる。

【暴力団構成員等の罪種別検挙人員(県下)】

区分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
傷 害 ・ 暴 行		78	57	49	40	16	7	9	+2
窃 盗		37	23	18	6	9	5	5	±0
恐 喝		18	18	9	12	4	3	6	+3
詐 欺		91	78	35	33	13	8	8	±0
賭 博		9	4	1	2	1	1	0	-1
覚 醒 剤 事 犯		104	53	56	24	25	14	7	-7
そ の 他		135	133	88	65	49	21	20	-1
合 計		472	366	256	182	117	59	55	-4

※ 覚醒剤事犯には、覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

【主な検挙事例】

- 六代目山口組四代目山健組傘下組織組長に対する殺人事件
(平成 19 年 5 月発生、令和 7 年 10 月検挙 暴力団対策課、葺合署等)
- 神戸市長田区五番町における拳銃発砲殺人事件
(平成 29 年 9 月発生、令和 8 年 6 月検挙 暴力団対策課、長田署)

4 暴力団対策法の運用

(1) 暴力団の指定

令和 8 年 6 月末現在、全国で 24 団体が指定暴力団として指定されている。

兵庫県公安委員会は、令和 7 年 4 月に神戸山口組の 4 回目の指定を、同年 6 月に六代目山口組の 12 回目の指定をそれぞれ行っている。

各団体は、組織実態を隠蔽する動きを進め、不透明化、潜在化の傾向を強くしていることから、県警察では、実態解明のため、あらゆる警察活動を通じた関係情報の収集に努めている。

(2) 特定抗争指定暴力団等の指定

ア 六代目山口組と神戸山口組

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和 2 年 1 月 7 日、兵庫県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定し、令和 8 年 7 月 3 日、26 回目の指定期限の延長を行った。

警戒区域として令和 8 年 8 月末現在、神戸市、尼崎市、姫路市、高砂市及び加古郡稲美町の 5 市町を設定している。



【県下の警戒区域】

イ 六代目山口組と池田組

六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組との間で対立抗争が発生したことから、令和 4 年 12 月 8 日、兵庫県公安委員会は神戸市を警戒区域として両団体を特定抗争指定暴力団等に指定し、指定以降 14 回の指定期限の延長を行ってきたが、令和 8 年 9 月 7 日、指定期限の延長を見送った。

ウ 六代目山口組と絆會

六代目山口組と絆會との間で対立抗争が発生したことから、令和6年6月21日、兵庫県公安委員会は神戸市を警戒区域として両団体を特定抗争指定暴力団等に指定し、指定以降8回の指定期限の延長を行ってきたが、令和8年9月3日、指定期限の延長の見送りを決定した。

(3) 行政命令の発出状況

暴力団対策法の規定により、指定暴力団員等が、その所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行うことが禁止されている。

兵庫県公安委員会等は、同行為を行った指定暴力団員等に対し、中止命令や再発防止命令を発出しており、同法が施行された平成4年以降、令和8年6月末までの発出件数は県下で3,000件を超えている。

なお、令和7年中に発出した9件の中止命令の全てが、資金獲得活動である暴力的要求行為に関するものであった。

【行政命令の発出状況】

		(件)								
区 分 \ 年 別		令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比	
県 下	中 止 命 令	38	28	10	6	9	4	10	+6	
	暴 力 の 要 求 行 為	18	15	7	2	5	3	4	+1	
	現 場 助 勢 行 為	10	7	3	0	4	1	5	+4	
	加 入 強 要 等	8	6	0	0	0	0	1	+1	
	準暴力の要求行為	2	0	0	4	0	0	0	±0	
	指 詰 め 強 要 等	0	0	0	0	0	0	0	±0	
	少 年 入 れ 墨 強 要 等	0	0	0	0	0	0	0	±0	
	事務所における禁止行為	0	0	0	0	0	0	0	±0	
	再 発 防 止 命 令	2	3	0	2	1	0	1	+1	
	請 求 妨 害 防 止 命 令	0	1	1	0	0	0	0	±0	
	賞 揚 等 禁 止 命 令	0	4	6	1	5	0	4	+4	
	用心棒行為等防止命令	0	0	1	0	0	0	0	±0	
全 国	中 止 命 令	866	877	964	1, 118	754				
	再 発 防 止 命 令	37	32	30	52	48				
	請 求 妨 害 防 止 命 令	0	9	16	16	11				
	賞 揚 等 禁 止 命 令	11	57	34	10	26				
	用心棒行為等防止命令	1	3	1	0	4				

5 暴力団排除活動の推進

暴力団排除活動は、社会全体で実施していくことが重要であることから、県警察では、県民、関係機関及び事業者等との連携を一層強化し、暴力団排除に向けた各種取組を推進している。

(1) 暴力団排除条例の活用

不動産所有者や建設工事請負人等に対し、当該物件が暴力団事務所等として使用されることを知った上で譲渡、貸付け又は工事請負契約することを禁止するとともに、暴力団員にみかじめ料や用心棒料として金品等の利益を与えることなどを禁止しており、平成 23 年 4 月の条例施行以降、これら違反行為に対して 18 件の勧告と、同勧告に従わなかったことにより 1 件の公表を行っている。

(2) 暴力団事務所撤去等の推進

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)が住民の委託を受けて行う適格都道府県センター訴訟等の支援による暴力団事務所撤去活動のほか、暴追センター、民暴弁護士、地域住民等と連携し、暴力団事務所やこれに準ずる拠点の撤去を目的とした決起集会や暴追パレードに参加し、地域住民の暴力団排除意識の高揚を図るなど、各種対策を推進している。

【暴力団事務所等の撤去状況】

(件)

区分 \ 年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7. 6末	令8. 6末	前年同期比
県下撤去総数	2	4	0	0	2	1	0	-1



【事務所撤去に伴い公示書等を取り外す状況】



【第 34 回暴力団追放兵庫県民大会】

【事務所使用差止訴訟事例】

六代目山口組三代目弘道会事務所について、令和 5 年 2 月 14 日に事務所使用差止仮処分命令が決定していたが、暴力団側からの起訴命令の申立てを受けて同年 12 月 25 日に暴追センターが訴訟提起し係争中であつたところ、令和 7 年 8 月 5 日に同事務所の売却を前提とした和解が成立し撤去に至った。

【適格都道府県センター訴訟を活用した暴力団事務所の撤去事例】

適格都道府県センター訴訟の申立てを行った暴力団事務所のうち、7箇所が売却・解体等により完全撤去に至っている。

撤去確認	暴力団事務所	所在地	撤去事由
H31	神戸山口組四代目山健組傘下組織	神戸市中央区	民間売却（解体）
R3	任侠山口組（現：絆會）二代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）
	任侠山口組（現：絆會）	尼崎市	民間売却（解体）
R4	神戸山口組	淡路市	淡路市が購入
	神戸山口組三代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）
R7	神戸山口組二代目西脇組	神戸市西区	民間売却
	六代目山口組三代目弘道会	神戸市中央区	民間売却

(3) 公共部門からの暴力団排除の推進

公共工事をはじめ、公営住宅、生活保護等公共部門からの排除を実効あるものとするため、各市町における暴力団排除条例の効果的な活用や暴力団情報の提供など各自治体との連携を強化している。

(4) 各種事業・取引からの暴力団排除の推進

金融・証券、建設をはじめとする各業界において、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入など暴力団排除のための仕組みが作られており、必要な情報提供を行うなど各種業界団体との連携を強化している。

(5) 企業・行政対象暴力対策の推進

暴追センターと連携して、企業・行政関係者に対する不当要求防止責任者講習を開催するなどの対策を推進している。

(6) 暴力団関係相談に対する取組状況

暴力団等に関する相談に対して適切な対応を進めているほか、暴追センター、民暴弁護士等と連携した各種支援活動を実施することで、暴力団からの被害の回復に努めている。

【暴力団関係相談の受理状況】

(件)

区 分 \ 年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
県 下 受 理 件 数	857	998	1,049	903	894	373	352	-21
警 察 本 部	126	188	142	128	163	76	63	-13
警 察 署	467	531	675	596	570	223	225	+2
暴 追 セ ン タ ー	264	279	232	179	161	74	64	-10
全 国	46,058	42,005	44,161	44,267	43,129			

(7) 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進

暴力団を弱体化し、壊滅を図っていくためには、暴力団組織を支える人的基盤に対して打撃を与えることが重要であることから、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促す取組を強化しており、暴力団離脱者雇用給付金支給制度、損害補償金支給制度といった離脱者の雇用を促進する事業を運用するなど、暴力団離脱者の受入賛助事業所の拡大に取り組んでいる。

【社会復帰対策推進状況】

区分\年別		令3	令4	令5	令6	令7	令7. 6末	令8. 6末	前年同期比
県 下	就 労 者 数	1	2	0	0	1	0	0	±0
	賛助事業所数	47	112	151	177	209	188	217	+29
全 国	就 労 者 数	16	26	26	24	13			
	賛助事業所数	1,499	1,573	1,613	1,686	1,726			

6 保護対策の徹底

暴力団員等による犯罪の被害者や暴力団排除活動関係者等の安全を確保することは、暴力団対策を推進する上で極めて重要であることから、これらの保護対象者に対する暴力団員らによる加害行為を未然に防止するため、各種警戒活動を実施するなど、保護対策の徹底を図っている。



【身辺警戒員の訓練状況】

第3 特殊詐欺対策

全国的にSNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺が増加傾向となる中、本県も例外ではなく、令和8年に入っても被害に歯止めが掛かっておらず、極めて深刻な情勢にある。

県警察では、特殊詐欺に関与している匿名・流動型犯罪グループ等への対策と連動した実態解明を更に強化するとともに、全国警察や金融機関をはじめとする関係機関と連携した検挙対策を推進している。

1 特殊詐欺等の検挙状況

令和7年中、県下における特殊詐欺の検挙件数は217件（前年対比＋10件）、検挙人員は88人（同＋24人）、SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数は33件（同＋9件）、検挙人員は18人（同＋10人）であった。

また、令和8年6月末においても、県下におけるSNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺の検挙件数、人員はともに増加している。

【特殊詐欺等の認知状況】

区 分 \ 年 別		令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
県 下	認知件数	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	914	1,271	454	+98
		特 殊 詐 欺	859	1,074	1,224	1,445	1,967	965	
	被害額（億円）	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	105.9	143.1	50.5	+34.2
		特 殊 詐 欺	12.0	19.1	21.9	32.7	85.9	30.9	
全 国	認知件数	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	10,237	15,168	5,377	+3,408
		特 殊 詐 欺	14,498	17,570	19,038	21,043	27,832	13,246	
	被害額（億円）	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	1,271.9	1,834.3	593.4	+618.8
		特 殊 詐 欺	282.0	361.4	452.6	718.8	1,423.1	604.1	

【特殊詐欺等の検挙状況】

区 分 \ 年 別		令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
県 下	検挙件数	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	24	33	11	+65
		特 殊 詐 欺	211	148	192	207	217	80	
	検挙人員	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	8	18	8	+14
		特 殊 詐 欺	80	48	77	64	88	42	
	うち暴力団構成員等	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	0	1	0	±0
		特 殊 詐 欺	5	1	5	0	0	0	
	（構成比）	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
		特 殊 詐 欺	6.3%	2.1%	6.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
全 国	検挙件数	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	262	630	212	+646
		特 殊 詐 欺	6,600	6,640	7,212	6,576	6,575	2,963	
	検挙人員	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	129	397	107	+245
		特 殊 詐 欺	2,374	2,458	2,455	2,274	2,338	1,029	
	うち暴力団構成員等	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	6	6		
		特 殊 詐 欺	323	434	439	435	414		
	（構成比）	SNS型投資・ロマンス詐欺	—	—	—	4.7%	1.5%		
		特 殊 詐 欺	13.6%	17.7%	17.9%	19.1%	17.7%		

※ SNS型投資・ロマンス詐欺は、令和6年に定義されたものであり、令和8年から特殊詐欺に含まれるようになった。

※ 全国における暴力団構成員等の検挙状況は、年間統計のみ公表

【主な検挙事例】

- ドバイ首長国所在ホテルを拠点とした特殊詐欺事件
(令和7年8月から同年12月に検挙、特殊詐欺特別捜査隊・北海道警察)
- 国内ホテルを拠点とした特殊詐欺事件
(令和8年3月から同年5月に検挙、特殊詐欺特別捜査隊)

2 匿名・流動型犯罪グループ等の関与実態と取締りの推進

令和7年中、県下における特殊詐欺等の検挙人員のうち暴力団構成員等は1名にとどまっているものの、全国的にみると、依然として暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがえる。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行し、犯罪収益の一部がその背後にいる暴力団に流れているとみられる。

匿名・流動型犯罪グループ等を弱体化し、特殊詐欺の根絶を図るため、特殊詐欺特別捜査隊を中心とした関連情報の収集・分析を徹底するとともに、全国警察との広域的な捜査連携制度や金融機関との協定に基づく各種情報連携制度を活用するなど、多角的な取締りを推進している。

【取組施策】

「特殊詐欺等の検挙及び被害防止に係る協定」の締結（令和7年7月）



第4 薬物・銃器対策

30歳未満の若年層を中心とした大麻事犯の検挙人員は依然として高い数値で推移しており、県下の薬物情勢は予断を許さない状況にある。

また、銃器事犯は、暴力団の対立抗争に起因する事件の発生が懸念されるなど、市民生活に対する重大な脅威となっていることから、県警察では

- 密輸・密売組織の取締りと実態解明の強化
- 広報啓発活動の推進

を柱とした薬物・銃器対策を推進している。

1 薬物事犯の取締り状況

(1) 検挙人員

令和7年中の薬物事犯全体の検挙人員は、前年から24人減少しているが、大麻事犯の検挙人員は増加している。

令和8年6月末現在では、覚醒剤事犯の検挙人員は減少しているものの、大麻事犯と麻薬等事犯の検挙人員は増加している。

【薬物事犯の検挙状況】

(人)

区分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
県下	検挙人員	714	616	724	766	742	325	369	+44
	覚醒剤事犯	376	268	257	273	250	129	116	-13
	大麻事犯	312	323	447	451	455	181	231	+50
	麻薬等事犯	26	25	20	42	37	15	22	+7
全国	検挙人員	13,862	12,142	13,330	13,462	14,574			
	覚醒剤事犯	7,824	6,124	5,914	6,124	6,395			
	大麻事犯	5,482	5,342	6,482	6,078	6,832			
	麻薬等事犯	556	676	934	1,260	1,347			

【主な検挙事例】

- 川西市内における営利目的大麻栽培事件

(令和7年7月検挙、薬物銃器対策課・川西署・伊丹署・宝塚署)



【栽培状況】



【押収した大麻草】

(2) 押収量

令和 7 年中、県下では大麻濃縮物、MDMA の押収が増加した。

令和 8 年 6 月末現在では、覚醒剤の押収が減少しているが、乾燥大麻や大麻濃縮物の押収は増加している。

【薬物の押収状況】

区分	年別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
県下	覚 醒 剤 (g)	405.4	5,762.8	10,878.8	290.3	237.3	170.3	76.0	-94.3
	乾 燥 大 麻 (g)	2,793.0	3,924.4	11,779.6	22,976.5	14,172.1	3,837.7	5,519.2	+1681.4
	大 麻 草 (本)	218	57	202	753	337	1	33	+32
	(g)	124.4	151.7	2,974.4	2,949.5	199.5	106.5	6.7	-100
	大 麻 樹 脂 (g)	0	0.0	84.9	0	5	4.6	4.6	±0
	大 麻 濃 縮 物 (g)	123.7	2,037.2	168.8	101.4	5,525.4	202.0	997.8	+795.8
	M D M A (錠)	9,027	6,450	116	3	3,989	9	29	+20
全 国	覚 醒 剤 (kg)	688.8	289.0	1,342.9	1,409.0	1,628.6			
	乾 燥 大 麻 (kg)	329.7	289.6	784.5	318.0	428.4			
	大 麻 草 (本)	7,301	7,563	9,312	5,877	4,503			
	(kg)	17.8	11.2	27.2	16.9	42.6			
	大 麻 樹 脂 (kg)	2.1	5.6	1.0	9.2	1.1			
	大 麻 濃 縮 物 (kg)	22.2	74.0	35.7	67.6	315.3			
	M D M A (錠)	54,192	74,747	169,374	200,724	280,651			

(3) 特徴的傾向

ア 暴力団の関与

令和 7 年中における薬物事犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約 4.3%で、近年は減少の傾向がみられる。

覚醒剤事犯は、大麻事犯と比較して暴力団構成員等が高い割合で関与している状況が認められる。

【薬物事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区 分	年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
全	薬 物 事 犯	714	616	724	766	742	325	369	+44
	うち暴力団構成員等	137	81	73	38	32	12	13	+1
	(比 率)	19.2%	13.1%	10.1%	5.0%	4.3%	3.7%	3.5%	
	そ の 他	577	535	651	728	710	313	356	+43

【覚醒剤事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区 分	年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
覚 醒 剤 事 犯	覚 醒 剤 事 犯	376	268	257	273	250	129	116	-13
	うち暴力団構成員等	104	53	56	24	25	10	7	-3
	(比 率)	27.7%	19.8%	21.8%	8.8%	10.0%	7.8%	6.0%	
	そ の 他	272	215	201	249	225	119	109	-10

【大麻事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

区 分	年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
大 麻 事 犯	大 麻 事 犯	312	323	447	451	455	181	231	+50
	うち暴力団構成員等	32	27	15	14	5	2	6	+4
	(比 率)	10.3%	8.4%	3.4%	3.1%	1.1%	1.1%	2.6%	
	そ の 他	280	296	432	437	450	179	225	+46

イ 大麻事犯の増加

30 歳未満の若年層を中心とした大麻の乱用拡大が進み、大麻事犯の検挙人員は、令和 3 年以降過去最多を更新し続けている。

令和 4 年 7 月に設置した兵庫県警察大麻事犯総合対策推進本部を中心に、県警察を挙げて大麻事犯の取締り及び乱用防止に向けた広報啓発活動に取り組んでいる。

また、令和 5 年 10 月から AI を活用した違法有害情報の検索システムを運用し、SNS 上における大麻等の違法薬物の密売情報の収集や密売広告の削除要請等、インターネット上の対策を推進している。

【大麻事犯検挙人員のうち 30 歳未満の占める割合（県下）】

(人)

区 分 \ 年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7.6 末	令 8.6 末	前年同期比
大 麻 事 犯	312	323	447	451	455	181	231	+50
う ち 30 歳 未 満	226	240	348	330	345	134	175	+41
(比 率)	72.4%	74.3%	77.9%	73.2%	75.8%	74.0%	75.8%	
そ の 他	86	83	99	121	110	47	56	+9

2 銃器事犯の取締り状況

(1) 拳銃の押収丁数

令和 7 年中の全国の拳銃押収丁数は 573 丁で前年から 179 丁増加しており、県下では前年と同数の 29 丁を押収している。

(丁)

区 分 \ 年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7.6 末	令 8.6 末	前年同期比
県 下								
拳銃等の押収丁数	11	17	24	29	29	20	22	+2
う ち 暴力団等	1	1	3	0	2	2	2	±0
全 国								
拳銃等の押収丁数	295	321	349	394	573			
う ち 暴力団等	31	34	29	24	27			

(2) 銃器発砲事件の発生状況

令和 7 年中の銃器発砲事件は全国で 1 件発生しており、県下では令和 5 年 4 月以降、発砲事件の発生はない。

【銃器発砲事件の発生状況】

(件・人)

区分 \ 年別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7.6 末	令 8.6 末	前年同期比
県 下								
発 生 件 数	3	1	1	0	0	0	0	±0
死 者 数	0	0	1	0	0	0	0	±0
負 傷 者 数	1	0	0	0	0	0	0	±0
全 国								
発 生 件 数	10	9	9	3	1			
死 者 数	1	4	7	2	1			
負 傷 者 数	4	2	3	1	0			

3 広報啓発活動の推進

(1) 若年層に重点をおいた広報啓発の推進

薬物の有害性や危険性に関する正しい知識の周知を図るため、商業施設・主要駅等における薬物乱用防止キャンペーンの開催や、大学・企業等における薬物乱用防止セミナーを実施している。

また、交通安全教室や非行防止教室等の小中高生をはじめとした若い世代向けの各種啓発活動の場において、薬物の危険性等に関する教養やパンフレット・ちらし等の資料配布を行う取組を推進している。

(2) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動

薬物・銃器の根絶や情報の提供を呼びかけるため、X（旧ツイッター）、県警ホームページ、テレビ、ラジオ、さらに県下競馬場の電光掲示板を利用するなど各種広報媒体を活用した啓発活動を推進している。



【薬物銃器対策課のX（旧ツイッター）での投稿内容】

4 関係機関との連携

薬物及び銃器事犯に係る捜査並びに各種広報啓発を効果的に行うため、税関や海上保安庁、近畿厚生局麻薬取締部、県薬務課等の関係機関との人事交流や情報共有を行い、連携を強化している。

第5 外国人総合対策

在留外国人数が増加を続ける中、県下における来日外国人犯罪については、検挙件数・人員とも中長期的に増加傾向で推移しており、最近の検挙事例では、国際ロマンス詐欺や営利目的の薬物所持、強盗致傷などがみられ、悪質・凶悪化が顕著となっている。

このような情勢に的確に対応するため、各種警察活動や関係行政機関等との連携による

○ 国際犯罪組織、犯罪インフラの実態解明と取締りの強化

○ 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

を柱とした外国人総合対策を推進している。

1 来日外国人犯罪の検挙状況等

(1) 検挙状況

ア 総検挙状況（県下・全国）

区 分 \		年 別	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 7. 6 末	令 8. 6 末	前年同期比
県 下	総 検 挙	件 数	641	659	607	583	697	342	311	-31
		人 員	411	401	443	369	427	187	216	+29
	刑 法 犯	件 数	442	491	393	394	515	256	233	-23
		人 員	234	260	259	233	279	122	144	+22
	特別法犯	件 数	199	168	214	189	182	86	78	-8
		人 員	177	141	184	136	148	65	72	+7
全 国	総 検 挙	件 数	15,893	14,662	18,088	21,794	25,480	11,450	11,460	+10
		人 員	10,677	9,548	11,534	12,170	12,777	5,891	5,840	-51
	刑 法 犯	件 数	9,105	8,548	10,040	13,405	17,614	7,723	7,993	+270
		人 員	5,573	5,014	5,735	6,368	7,333	3,346	3,391	+45
	特別法犯	件 数	6,788	6,114	8,048	8,389	7,866	3,727	3,467	-260
		人 員	5,104	4,534	5,799	5,802	5,444	2,545	2,449	-96

イ 刑法犯検挙状況（県下）

来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、令和7年中、窃盗犯が最も多く、令和8年6月末においても同様の傾向が続いている。

区 分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比	
刑法犯検挙	件数	442	491	393	394	515	256	233	-23	
	人員	234	260	259	233	279	122	144	+22	
	凶悪犯	件数	6	6	8	11	6	2	6	+4
		人員	9	7	9	9	9	4	9	+5
	粗暴犯	件数	46	59	80	65	75	32	48	+16
		人員	61	62	81	73	82	35	49	+14
	窃盗犯	件数	280	321	225	224	301	169	111	-58
		人員	98	98	111	84	107	50	52	+2
	知能犯	件数	58	41	17	35	58	22	39	+17
		人員	23	35	8	15	33	13	16	+3
	風俗犯	件数	9	12	9	10	20	7	6	-1
		人員	15	11	7	10	15	5	5	±0
	その他	件数	43	52	54	49	55	24	23	-1
		人員	28	47	43	42	33	15	13	-2

ウ 特別法犯検挙状況（県下）

来日外国人による特別法犯の検挙状況をみると、令和7年中、入管法違反が最も多く、令和8年6月末においても同様の傾向が続いている。

区 分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
特別法犯検挙	件数	199	168	214	189	182	86	78	-8
	人員	177	141	184	136	148	65	72	+7
	入管法	件数	112	85	142	93	52	43	-9
		人員	91	70	128	70	36	40	+4
	薬物事犯	件数	24	26	10	28	11	9	-2
		人員	24	21	7	17	8	7	-1
	廃棄物処理法	件数	9	5	12	11	4	5	+1
		人員	20	7	13	14	6	10	+4
	迷惑防止条例	件数	5	9	5	0	2	2	±0
		人員	5	9	5	0	2	2	±0
	風営適正化法	件数	3	1	0	5	1	0	-1
		人員	2	2	0	7	2	0	-2
	軽犯罪法	件数	4	4	2	2	1	1	±0
		人員	4	3	2	1	1	1	±0
	その他	件数	42	38	43	50	15	18	+3
		人員	31	29	29	27	10	12	+2

エ 国籍別検挙状況（県下）

来日外国人犯罪（刑法犯・特別法犯）の国籍別検挙状況をみると、令和7年中、検挙件数・人員ともにベトナムが最も多く、令和8年6月末においても同様の傾向が続いている。

区分	年別	令3	令4	令5	令6	令7	令7.6末	令8.6末	前年同期比
総 数	件数	641	659	607	583	697	342	311	-31
	人員	411	401	443	369	427	187	216	+29
	ベトナム	件数	370	409	310	312	204	107	-97
		人員	252	220	239	169	71	89	+18
	中国	件数	191	102	79	100	41	57	+16
		人員	81	60	69	71	33	42	+9
	韓国	件数	17	23	61	25	9	15	+6
		人員	17	20	27	19	10	5	-5
	ネパール	件数	12	22	14	16	12	5	-7
		人員	15	20	12	14	12	16	+4
	フィリピン	件数	5	14	13	20	4	9	+5
		人員	5	13	12	18	4	7	+3
	ブラジル	件数	4	12	8	19	1	4	+3
		人員	3	12	6	11	0	3	+3
	その他	件数	42	77	122	91	71	114	+43
		人員	38	56	78	67	57	54	-3

(2) 国際犯罪組織、犯罪インフラの実態解明と取締りの強化

国際犯罪組織の弱体化等のため、関連情報の収集・分析を徹底し、首謀者等の検挙や犯罪収益の剥奪など、組織に打撃を与える効果的な取締りを推進するとともに、来日外国人犯罪を助長し又は容易にする基盤となる犯罪インフラの解体に向け、その構築に資する犯罪インフラ事犯の検挙を強化している。

【主な検挙事例】

- ナイジェリア人らによる国際ロマンス詐欺事件
(令和7年11月検挙、国際捜査課・姫路署・洲本署)
- ベトナム人による強盗致傷事件
(令和7年11月から令和8年1月に検挙、国際捜査課・加西署・加東署・姫路署)
- ベトナム人グループによる薬物営利目的所持事件
(令和8年7月検挙、国際捜査課・薬物銃器対策課・捜査第一課・加西署・加東署・姫路署・三木署・西脇署)



【押収した違法薬物等】

2 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

県警察では、外国人コミュニティに対する安全対策講話や防犯チラシの配布を行っているほか、新たに外国人向けに兵庫県警のSNSアカウントを開設し、生活に役立つ情報を外国語で発信するなど、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止に取り組んでいる。



【安全対策講話】



【QR多言語防犯チラシ】

3 広報啓発活動の推進

各種事件の検挙広報を通じて、被害の発生状況や犯行手口のほか、公的機関や事業者が提供する各種サービス等が犯罪に悪用されている実態について周知し、同種犯罪の被害拡大防止等に努めている。